

外部評価の実施方法

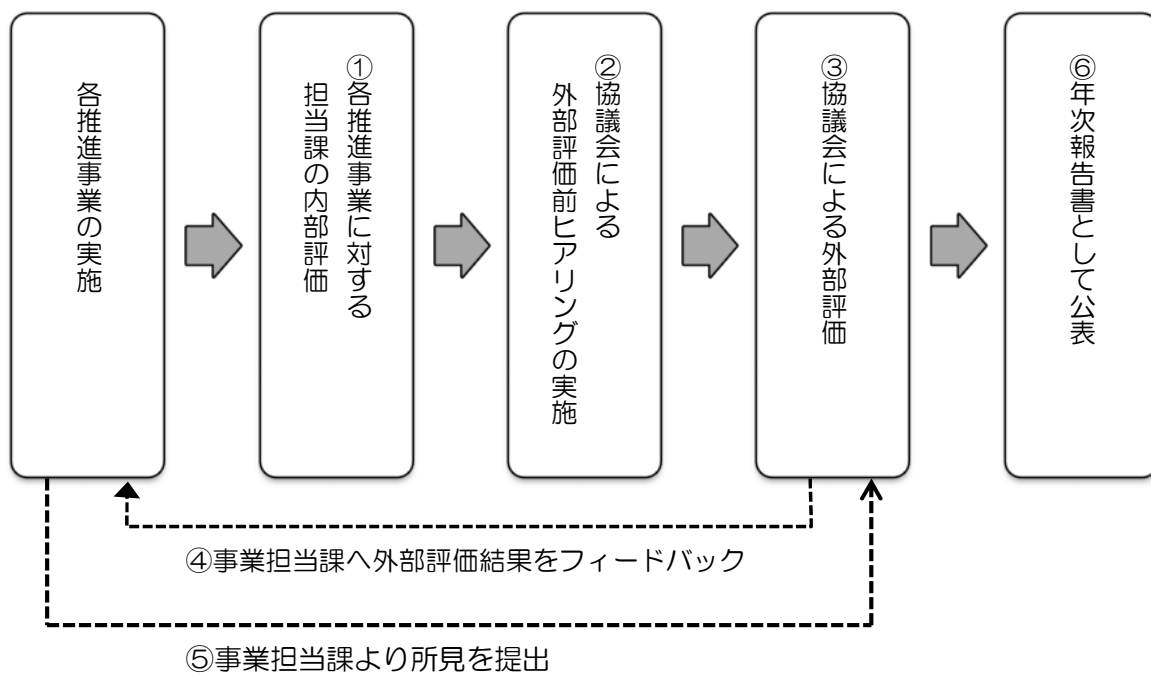
(1) 目的

男女共同参画の推進は、市政のあらゆる領域にわたり、全庁的な取組を必要とすることから、第3次プランにおいても、各課における内部評価に加え、評価に客観性、公平性、多面性を持たせることを目的として、重点事項等を対象に外部評価を行う。

(2) 進管理・公表の流れ

- ①各推進事業について、担当課が進捗状況に対する評価（内部評価）を行う。
- ②協議会は、各事業への認識を深め、外部評価の精度を高めるため、事業担当課に対しヒアリングを実施する。
- ③協議会は、事業担当課の内部評価やヒアリング結果に基づき、外部評価を行う。
- ④外部評価結果を集計し、次年度以降の各推進事業の実施に反映させるよう、担当課へのフィードバックを行う。
- ⑤結果を受けた担当課は、これを踏まえた所見を協議会へ提出する。
- ⑥外部評価結果を年次報告書へ掲載し、公表する。

第3次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン外部評価
進管理・公表の流れ



(3) 外部評価の年度計画

第3次プランは、231の推進事業で構成されているが、外部評価は、その中から重点事項5項目に位置づけられた事業及び数値目標が設定された64項目を対象に5年間で計画的に実施する。

実施年度	対象項目
平成27年度	重点事項1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 【計15事業】 目標Ⅳ-1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 重点事項2 女性の経済的自立の促進と「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進 目標Ⅳ-4 女性の経済的自立と「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進 基本施策：①～③ 【計19事業】
平成28年度	重点事項2 女性の経済的自立の促進と「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進 目標Ⅳ-4 女性の経済的自立と「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進 基本施策：④～⑦ 【計22事業】 重点事項3 男性にとっての男女共同参画の推進 【計13事業】 目標Ⅱ-2 男性にとっての男女共同参画の推進
平成29年度	重点事項4 地域における男女共同参画の推進 【計20事業】 目標Ⅴ-3 地域における男女共同参画の推進
平成30年度	重点事項5 女性に対するあらゆる暴力の根絶 【計29事業】 目標Ⅵ-1 女性に対するあらゆる暴力の根絶 目標Ⅵ-2 ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援（DV防止基本計画の推進）
平成31年度	数値目標設定事業（62事業のうち重点事項1～5の評価対象事業を除いたもの）

(4) 外部評価の方法

① 1次集計：各評価項目に対する全委員の評価の平均点

協議会委員が行った項目に対する評価から、全委員の評価の評価項目ごとの平均点を算出する。
 （3評価項目・4点満点）

評価項目	評価点
1 進捗度	4：計画どおりに進められている（90%以上） 3：概ね計画どおりに進められている（70%程度） 2：あまり計画どおりに進められていない（50%程度） 1：計画どおりに進められていない／未着手（30%未満）
2 今後の進め方 ※括弧内は目標達成期待値	4：目標の達成に向け、このまま進めるべきである（90%以上） 3：目標の達成には、多少の見直しが必要である（70%程度） 2：目標の達成には、相当な見直しが必要である（50%程度） 1：目標の達成には、抜本的な見直しが必要である（30%未満）
3 課題の認識	4：よく認識している（90%以上） 3：認識している（70%程度） 2：認識不足である（50%程度） 1：認識していない（30%未満）

(※) 目標達成期待値 … 現状により今後も事業を進めていった場合に、目標の達成が可能であると期待できる率

② 2次集計：各推進事業の評価点

各評価項目の評価点（1次集計結果）を推進事業ごとに平均し、各推進事業の評価点を算出する。

③ 3次集計：各重点目標の評価点

各推進事業の評価点（2次集計結果）をI～IXの目標ごとに平均し、各目標の評価点を算出する。